明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法附則第二条の政令で定める日を定める政令（二一二）　二

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件
（**政治資金適正化委**四八）　二

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（**同**四九）　二

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（**法務**五二七）　二

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**五二八）　二

○日本国に帰化を許可する件
（**同**五二九）　二

○認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件
（**国税庁**二九、三〇）　三

○種苗法第十三条第二項の規定に基づき、品種登録出願を取り下げた件
（**農林水産**一七七九）　三

○高速自動車国道に関する件
（**国土交通**一一六六～一一六九）　四

○登録講習機関を登録した件
（**同**一一七〇）　四

○松山空港に係る第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指定を解除する件（**同**一一七一）　四

○砂防法第二条の土地を指定する件
（**同**一一七二～一一七四）　五

○海上における空対空射撃訓練を実施する件（**防衛**一七九～一八二）　六

○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件（**同**一八三）　七

○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（**同**一八四）　七

○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（**同**一八五）　七

○海上における射撃訓練を実施する件
（**同**一八六～一九二）　八

○道路に関する件
（**東北地方整備局**一四一）　八

○道路に関する件
（**関東地方整備局**三七〇、三七一）　八

○道路に関する件
（**北陸地方整備局**一一〇）　九

○道路に関する件
（**近畿地方整備局**二〇八、二〇九）　九

○道路に関する件
（**北海道開発局**一三〇、一三一）　九

〔国会事項〕

法務省　気象庁　防衛省　岩手県　栃木県　群馬県　一〇

〔人事異動〕

官庁事項　一〇

〔皇室事項〕

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の中期目標の一部変更について（厚生労働省）　一〇

〔官庁報告〕

指定保安検査機関の指定に関する公示（中国四国産業保安監督部）　一〇

法　務

再審による無罪判決の公示（川口簡易裁判所）　一〇

国家試験

気象予報士試験の実施（気象庁）　一〇

〔公　告〕

諸事項

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一三〇

会社その他

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。